

平成 28 年度から軽自動車税の税率(年額)が変わりました

1 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等

全ての車両の税率(年額)が変わりました。

車種区分		税率(年額)		
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から	
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下 定格出力 0.6kw 以下	1,000 円	2,000 円	
	総排気量 50cc 超 90cc 以下 定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下			
	総排気量 90cc 超 125cc 以下 定格出力 0.8kw 超	1,600 円	2,400 円	
	ミニカー 総排気量 20cc 超 50cc 以下 定格出力 0.25kw 超 0.6kw 以下			
	軽二輪車	総排気量 125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
	二輪の被けん引自動車		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc 超	4,000 円	6,000 円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円	
	その他(特殊作業用)	4,700 円	5,900 円	
雪上用		2,400 円	3,600 円	

2 三輪及び四輪以上の軽自動車

車両の「最初の新規検査」の年月により、次のとおり税率(年額)が異なります。

車種区分 (排気量 660cc以下)			税率(年額)		
			(1)平成 27 年3月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両	(2)平成 27 年4月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両	(3)最初の新規検査から 13 年を経過した車両 【経年重課】
三輪車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

(1)平成 27 年3月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両は、(3)の【経年重課】に該当するまでは、税率(年額)を据え置きます。経年重課の判定の仕方については、次ページを参照してください。

(2)平成 27 年4月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両は、税率(年額)を引き上げます。

ただし、平成 30 年度から令和 2 年度までに最初の新規検査を受けた所定の環境性能を有する車両は、当該車両を取得した年度の翌年度分に限り軽課税率が適用されます。適用条件については、次ページ「3 グリーン化特例(軽課)」をご覧ください。

(3)平成 28 年度から最初の新規検査から 13 年を経過した車両は、グリーン化を進める観点から、経年重課を適用し、税率(年額)を引き上げます。(電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引自動車は、経年重課の対象外です。)

■【経年重課】の対象となる年度の判定の仕方

- 平成 30 年度課税の経年重課の対象 ⇒ 平成 17 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両
- 平成 31 年度課税の経年重課の対象 ⇒ 平成 18 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両
- 令和 2 年度課税の経年重課の対象 ⇒ 平成 19 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両

※自動車検査証の様式変更が行われた平成 15 年 10 月 14 日以前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」の把握ができないため、最初の新規検査を受けた年の 12 月から起算して 13 年を経過した車両を重課の対象とします。

■「最初の新規検査」とは、

今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用しようとするときに受ける検査のことです。

最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

番号 00000	自動車検査証				平成00年00月00日	軽自動車検査協会		
車両番号	交付年月	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
静岡 000 0 0000	年 月 日	年 月						
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	

3 グリーン化特例(軽課)

平成 30 年度から令和2年度までに最初の新規検査をした車両で、下記の①～③の

環境性能を有する車両は、当該車両を取得した年度の翌年度分に限り、軽課税率が適用されます。

車種区分 (排気量 660cc 以下)		税率(年額)			
		電気自動車等または燃費基準等による区分			
		電気自動車等① (概ね 75%軽減)	燃費基準等② (概ね 50%軽減)	燃費基準等③ (概ね 25%軽減)	
三輪車		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

- ① 電気自動車または天然ガス軽自動車(平成 21 年排出ガス 10%低減達成車または平成 30 年排ガス規制適合)
- ② 【乗用】平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成車
平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成車
【貨物】平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車
平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車
- ③ 【乗用】平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+10%達成車
平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+10%達成車
【貨物】平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車
平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車

※②、③については揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。

※令和元年 5 月 1 日から燃費基準達成レベルの名称が「平成 32 年度燃費基準」から「令和 2 年度燃費基準」に変更されました。

<問合せ先>	静岡市財政局税務部市民税課(軽自・諸税係) 電話 054-221-1218
--------	--